

高知県公立大学法人役員に対する報酬の支給基準の変更について

1 根拠法令

<地方独立行政法人法抜粋>

(役員報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

2 主な変更点

・高知県公立大学法人役員報酬規程

第5条第3項 期末手当の掛率について、高知県の基準に準じて変更

高知県公立大学法人役員報酬規程の改正について

1 改正事由

平成 28 年 12 月の高知県議会において、高知県知事等の期末手当が改正されたことから、これに準じることとした。

2 概要

- (1) 平成 28 年 12 月期の期末手当を 0.05 月引き上げ (1.55 月→1.60 月)
- (2) 平成 29 年度以降は、6 月期を 0.05 引き上げ (1.40 月→1.45 月)、12 月期を 0.05 月引き下げ (1.60→1.55 月) (第 5 条)

3 施行日

- (1) 平成 29 年 1 月 24 日 (平成 28 年 12 月 1 日から適用)
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日

4 「新旧対照表」及び「規程」(別紙のとおり)

<高知県公立大学役員報酬規程 (H29. 1. 24 施行分) 新旧対照表>

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下これらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の算出の基礎となる額 (以下「期末手当基礎額」という。) は、給料月額及び給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計とする。</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に 6 月に支給する場合においては 100 分の 140、1 2 月に支給する場合においては 100 分の <u>160</u> を乗じて得た額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成 29 年 1 月 24 日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下これらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の算出の基礎となる額 (以下「期末手当基礎額」という。) は、給料月額及び給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計とする。</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に 6 月に支給する場合においては 100 分の 140、1 2 月に支給する場合においては 100 分の <u>155</u> を乗じて得た額とする。</p>

＜高知県公立大学役員報酬規程（H29. 4. 1 施行分） 新旧対照表＞

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の算出の基礎となる額（以下「期末手当基礎額」という。）は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計とする。</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の <u>145</u>、12月に支給する場合においては100分の <u>155</u> を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の算出の基礎となる額（以下「期末手当基礎額」という。）は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計とする。</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の <u>140</u>、12月に支給する場合においては100分の <u>160</u> を乗じて得た額とする。</p>

高知県公立大学法人役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

2 高知県公立大学法人給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員である理事（以下「職員である役員」という。）については、報酬を支給しない。

(給料)

第3条 常勤の役員の給料月額を、次のとおりとする。

理事長 515,000円

2 理事長は、経営審議会の議を経て、前項の給料月額を変更することができる。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、給与規程に基づく職員に対する通勤手当の例に準じて常勤の役員に対し支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の算出の基礎となる額（以下「期末手当基礎額」という。）は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計とする。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額とする。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。

(1) 理事（非常勤） 日額 50,000円

(2) 監事（非常勤） 日額 50,000円

2 公務員の職にある役員については、報酬を支給しないことができる。

(支給日及び支給方法)

第7条 役員報酬の支給日及び支給方法等については、給与規程に準じて取り扱う。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月24日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。